指　第　　３０　　号
令和２年４月１７日

各社会福祉施設等　施設長
管理者　殿

岡山県保健福祉部長
（公印省略）

社会福祉施設等における緊急事態宣言を受けた感染拡大防止の取組の徹底について

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 32 条に基づく緊急事態宣言が全国に発令されました。

これを受け、知事が別添１のとおり外出自粛要請等の措置を行いました。

福祉サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、利用者に対して必要なサービスを継続的に提供することが求められますので、下記の点に留意の上、感染防止対策を徹底いただくようお願いします。

記

１　感染防止対策の再徹底について

「３つの密（密閉・密集・密接）」をできる限り避ける、施設の衛生管理や立ち入り制限などを再度徹底するようお願いします。

特に、施設職員が感染源とならないよう、次の点について徹底してください。

（１）マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等による衛生管理を徹底すること。

（２）職員に対し、出勤前に体温を計測させ、発熱等の症状が認められる場合は絶対に出勤させないこと。

（３）職員に対し、別添１の「岡山県緊急事態措置の概要」を十分周知すること

２　通所又は短期入所等サービスについて

全国的に感染者が急増していることから、利用者に対しても、別添１に掲げる外出自粛要請に加え、県外からの来訪者との接触を徹底的に避けるなどの感染防止対策の周知をお願いします。

【添付書類】
別添１：「岡山県緊急事態措置の概要」
別添２：知事メッセージ

岡山県保健福祉部
保健福祉課指導監査室
TEL:086-226-7917 FAX：086-226-7919
障害福祉課障害福祉サービス班
TEL:086-226-7345 FAX：086-224-6520
長寿社会課介護保険推進班
TEL:086-226-7324 FAX:086-224-2215